

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会  
地方における知財活用促進タスクフォース(第3回)

# 中小企業・知財戦略支援の現場にて

2015.4.9

弁護士法人内田・鮫島法律事務所

代表弁護士 鮫島正洋

一民間人である当職が、このような場で、中小企業の知財戦略に関する政府関連施策をご報告することに違和感を覚える方もいらっしゃると思いますが、

2004年に地域中小企業知的財産戦略啓発委員会の委員長を拝命して以来、民間の立場から公的な場でこのテーマに携わって参りました。

昨年度も多くの関連委員会の委員長・座長を務めた立場から発表させていただきます。

# I-1. 中小企業・地域知財支援研究会報告書 概要①

本研究会はH26年5月に特許庁長官の私的訪問機会として立ち上げ、4回に渡り検討を行い、H26年7月に総合的な知財支援強化に向けた報告書を取りまとめた。

## ＜研究会の目的＞

- 知財の視点からみると中小企業の「裾野」の広がりは依然として限定的であり、中小企業・地域への知財支援の強化が必要
- 中小企業・地域支援策の現状についての検証と課題の抽出を行い、特許庁として譲っていくべき施策や果たすべき役割について検討

## 一 委員構成

(報告書とりまとめ時2014.7)

座長	競島正洋	弁護士法人内田・競島法律事務所 弁護士・弁理士
【中小企業団体】	吉城 勉 後藤 肇 小川 恒正	日本商工会議所 常務理事 全国商工会連合会 常務理事 独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援情報センター長
【知財支援団体】	両吉 通洋 古瀬 康浩  吉村 宗一 三木 俊克	一般社団法人発明推進協会 常務理事 一般社団法人知的資産活用センター 理事・事務局長 独立行政法人日本貿易振興機構 理事 独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事 長
【知財専門家団体】	松浦 喜多男  林 いづみ 高橋 彰	日本弁理士会知的財産支援センター センター長 弁護士知財ネット事務局長 弁護士 一般社団法人中小企業診断協会 理事
【学識者】	金澤 良弘 中森 孝文	大学技術移転協議会 (UNITT) 理事 龍谷大学政策学部教授
【地域】	伊藤 和良 波多江 豊人	川崎市経済労働局長 東京都知的財産総合支援センター 所長
【金融機関】	原田 高進 藤田 巴幸  加幡 英雄	株式会社日本政策金融公庫 常務取締役 株式会社商工組合中央金庫 取締役常務執行役員 多摩信用金庫 常務理事
【教育人材育成】	高崎 充弘	一般社団法人知的財産教育協会 中小企業センター長
【中小企業経営者】	櫻井 武志 額原 敬治	東京ブラインド工業株式会社代表取締役 しのはらブレスサービス株式会社代表取締役

## 今後の活動の基本方針 4つの柱

### 1. 中小企業の多様性と経済環境の変化に対応する支援メニューの整備

#### (1) 海外展開支援の強化

##### ＝一元的情報集約と提供

中小企業が海外展開のトラブルに巻き込まれないようにするため、一元的に情報を集約・提供する課業の構築が必要。

##### ＝中小企業に海外リスクを伝える普及啓蒙強化

中小企業に海外進出時の知財リスクを伝えるため、地方自治体や中小企業支援機関等の関係者が一体となった面的な普及啓蒙キャンペーンが必要。

##### ＝予防的措置から侵害発生後・活用までの一気通貫支援

海外進出後の異議防止策という予防的な視点と、冒認商標等により侵害に巻き込まれた際の防衛的侵害に対する事後的な視点の両面からのアプローチを通じ、中小企業の海外展開支援を強化。

#### (2) 裾野拡大に向けた金融面での支援の強化

##### ＝知財を活用した融資利度の拡大

先進的な金融機関の活動を全国拡大するための範囲の検討及び知財を活用した融資等の課題を踏まえた支援策の検討。

##### ＝知財を活用したビジネスに対する融資等を拡大するための総合的融資の構築

資金・人材・情報等の様々な視点からの総合的な範囲の拡充。

#### (3) 中小企業の減免制度の利用拡大

平成26年4月から拡充された減免制度の利用拡大を図り、中小企業の権利取得を促進。また、制度の効果、中小企業のニーズや料金制度全体との整合性を踏まえ、継続して制度の改善を検討。

#### (4) オープンクローズ戦略を意識した支援強化

専門人材による相談及び派遣、営業秘密の取扱い等に関する一元的な情報の集約・発信及びオープンクローズ戦略を活用したビジネス事例の発信等、「営業秘密管理のワンストップ支援体制」の整備を検討。

#### (5) 中小企業の成長を目指す裾野拡大策強化

##### ＝ベンチャー育成・新事業スタートアップ支援

ベンチャー育成に向け、御切れでない既存支援策の組み合わせの強化や拡充を、地方自治体、関係機関等との連携を見据えて実施することが重要。

##### ＝デザイン・ブランド構築支援

デザイン・ブランドに精通した専門家派遣支援を一層強化するとともに、デザイン・ブランド戦略構築を支援する新たな取り組みを検討。

##### ＝権利活用面での支援

知財権の取得段階から活用まで、中小企業に寄り添って支援する「伴走型」の支援や未利用の知財を活用する範囲の拡充など、権利活用を意識した支援を強化。

##### ＝相互交流型少人数セミナー等支援手法改善

相互交流型少人数セミナーや知財交流会を通して、積極的な学びの姿勢や参加者の交流を促していくことが重要。

# I-2. 中小企業・地域知財支援研究会報告書 概要②

## 今後の活動の基本方針 4つの柱

### 2. ワンストップ支援の拡充 ～知財総合支援窓口の抜本的見直し～

#### (1) ワンストップ窓口としての定着に向けた「継続性」の確保

- **支店場所の固定化**  
利用者の使い勝手の低下を招かないよう一定期間継続して窓口を固定化し、継続して支援を実施できるような仕組みを検討。
- **優れた支援人材の継続的確保**  
中央での一括採用、地方からの中央への推薦を受けつつ不足部分を中央で補充するスキーム等を検討。

#### (2) 中央統括機能の充実

- **一元的情報(相談、情報収集・発信)の確保**  
公的機関が一元的にその情報を蓄積し、根拠性に配慮しつつ効率的に情報提供することが重要。
- **中央機能と地域窓口の有機的な連携**  
地域窓口の個性を生かしつつ、地域では解決困難な支援人材不足や情報集約・提供等の課題については中央機能の充実を図り、連携を強化。
- **窓口人材の研修や窓口の個別相談サポート**  
中央において全国規模で質の高い支援を提供し、人材育成の企画等を行う機能の充実を図り、窓口を管理・サポートする仕組みを検討。

#### (3) 支援の幅の拡充と質の向上

- **支援の幅の拡充(オープンハウス戦略、海外、異業他等)**  
日本弁理士会等中央の専門家団体との連携を一層強化して、専門家の中央や地方への配置等を検討。
- **支援の質の向上(専門家の一層の活用等)**  
窓口支援担当者が相談できる専門家との接点の拡大、海外や営業秘密等専門性の高いテーマについての中央拠点の専門家チームの構築が重要。

#### (4) 地域の実情に応じた利便性の高い支援体制の整備

- **支店面での柔軟性の確保(巡回型等)**  
アクセスのよい場所へ立地を誘導する方途(費用面の支援含む)の検討や、サテライト窓口等の機動的な活用等柔軟な形態を検討。
- **地域特性を踏まえた支援人材の確保**  
地域において知財ニーズが高まっていることを踏まえ、都道府県の経済産業戦略も勘案して支援人材の確保を検討。
- **公平性・公益性の確保**  
知財総合支援窓口は、利用者である中小企業が安心して相談できるように、公平及び公益的な立場を持つ組織が運営すべき。

### 3. 中小企業知財支援人材の育成に向けた活動の強化

#### (1) 地域で求められる支援人材像

- **中小企業経営者に知財と経営の重要性に気づきを与える人材**  
中小企業の経営に精通し、知財も理解している支援人材が重要。
- **相談案件をマネジメントできる人材**  
適切な専門家や支援機関につなぎ、連携を推進することのできるロングターム的な人材が必要。
- **中小企業の経営を理解した知財専門家人材**  
専門的知識と経験を有し、中小企業の経営を理解した上で、多様な課題に対して質の高い支援ができる人材が必要。

#### (2) 支援人材の確保

- **中央から地方へという広域的な取組の強化**  
大都市に集中する支援人材の地方への供給及び地方の支援人材の育成強化といった広域的な取組を推進。
- **専門家の総合連携強化**  
国や地方自治体が拠点となり、弁理士、弁理士、中小企業診断士等の各専門家同士が連携した支援の創出を推進。

#### (3) 支援人材育成に向けた研修等の強化

- **知財支援者に対する「中小企業の経営」についての強化**  
公的機関や民間団体実施の知財研修のカリキュラムとして、中小企業の経営に関する研修を強化。
- **中小企業支援者と知財支援者の相互乗り入れ研修等の強化**  
知財と経営の視点を有する支援者の確保に向け、経営革新等支援機関等の中小企業支援者への知財研修の強化が必要。  
また、中小企業支援者と知財支援者の相互乗り入れ研修等を通じて、両者の結びつきの強化を図る取組を検討。
- **中小企業の知財人材の育成**  
企業経営者や担当者に対する知財の知見を促す研修・セミナーの拡充が重要。

### 4. 支援策の普及を中核とする、フィードバックや施策立案体制の整備

#### (1) 知財や中小企業の関係者が一体となった施策の普及

- **「点」ではない「面」での支援(地方自治体、中小企業団体[商工会・商工業会等]、中小企業支援団体、大学等)**  
知財の裾野拡大に向け、関係者が一体となった支援策及び知財意識の普及を通じ、中小企業が不断に知財に換える環境の構築が重要。

#### (2) 知財総合支援窓口を拠点とした普及施策の展開

- **少人数による知財研修会等の強化**  
○ 支援策の普及  
…知財総合支援窓口は、来訪者の相談内容に連する支援策の紹介及び、最新の支援策情報も提供。  
○ 知財意識の普及  
…経済産業局や地方自治体等の協力も得た少人数による研修会や交流会の開催等を通じ、地域における知財に対する意識をより一層向上させるため、工夫した取組も強化。

#### (3) 事業化プロセス全体を通じた普及活動の重要性

- **事業化プロセスを通じた一層した普及**  
中小企業の事業化プロセスに応じた各支援策を、知財分野以外の中小企業支援者と連携し、標準で投入していくことが重要。

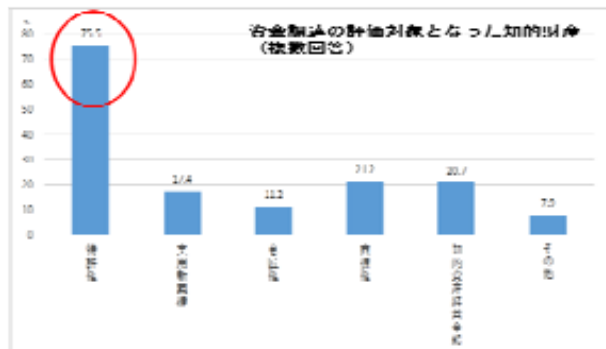
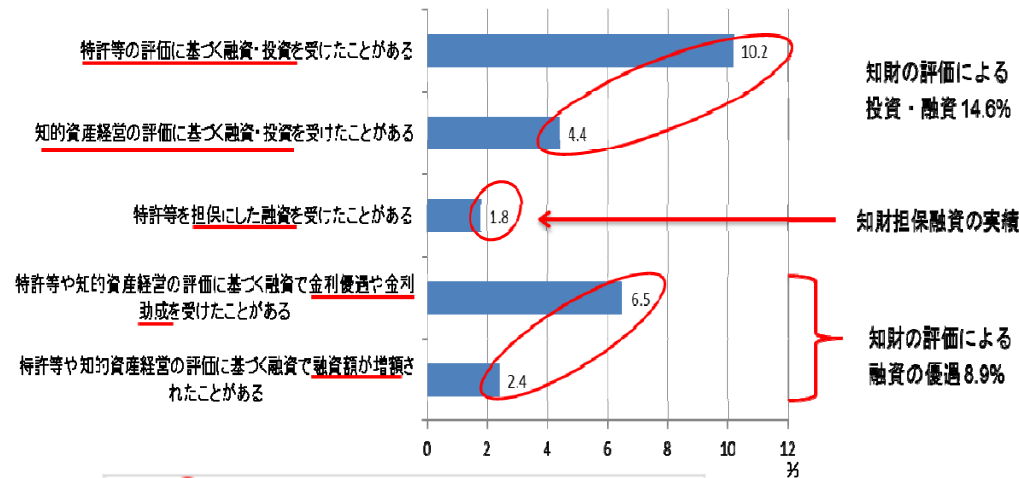
#### (4) 支援策構築と普及の両面を視野に入れたPDCAサイクルの確立

- **「支援策」の成果評価、支援策の「普及活動」の評価**  
支援策及びその普及方途について、PDCAサイクルの仕組みを確立し、常に改善を促す環境の構築が必要。

## II-1 知財金融支援の背景

- 中小企業は知財で金融機関から資金調達したいというニーズがある一方で、中小企業からは知財は金融機関から財産として評価されていない、権利取得や維持費用が不要なコストとみなされるとの指摘あり。総じて言えば、知財による資金調達はきわめて限定的な状況。
- 中小企業サイドの調査では、特許等に基づく融資の状況については、**約25%の中小企業が何らかの融資上のメリット**を受けたと回答。資金調達の対象となった知財は技術を評価する特許権が多い。
- 金融機関サイドの調査では、多くの金融機関は**知財を評価できる専門的人材が不足していることもあり、融資の際の評価の優先度が低いのが実情**。

特許等や知的資産経営の評価に基づく融資・投資状況（複数回答）



金融機関による中小企業への融資の際の評価項目(61項目)の優先順位

優先順位	評価項目
1	会社経営に対する使命感・責任感
2	主力金融機関であるかどうか
3	経営管理能力
4	経営計画・事業計画の有無
⋮	
8	同一製品・技術分野における優位性
⋮	
36	技術的な参入障壁の高さ
⋮	
45	知的財産権の保有数
58	知財の経済的価値
59	他社へのライセンス実績
60	基本特許に近いかどうか
61	知財の年間出願数・登録数

金融機関内部に知財を評価できる専門的人材が不足しており、評価できない状況

## II-2. 知財と金融機関の現状

- 金融機関に対しては、①成長性の高い中小企業に対し知財を重視した融資の拡大、②知財を有効に活用できていない企業について特許庁の知財支援との一層の連携、が期待。
- しかしながら、金融機関には知財に詳しい人材が不足。また、知財を経営に積極的に活用することで中小企業が成長できる等の認識を有していないことが多い。
- 以上を踏まえ、以下の2つを柱とした金融機関との連携を強化。
  - 中小企業の知財に注目した融資の促進（知財金融支援）
  - 知財の裾野拡大につなげるため、中小企業支援関係者としての金融機関への普及啓発

### ①知財金融支援

#### 1. 知財ビジネス評価書と知的資産経営報告書作成支援

27年度の本格的実施に向けた課題等の把握のため、26年度は以下の取り組みを試行的に実施。

- 知財調査会社が作成した中小企業の知財ビジネス評価書の金融機関への提供(37件採択)
- リレーションシップバンキングに向けた中小企業とのコミュニケーション拡大のために役立つ「知的資産経営報告書」の作成支援(15件採択)

#### 2. 知財ビジネス評価書に関する調査

現在、知財評価サービスを提供している知財調査会社等では様々な評価手法や評価書が存在。知財評価書を活用して金融機関が融資する際に実務的に役に立つ評価書の在り方を調査すべく、知財調査会社や金融機関等からのヒアリングを実施中。

※その他、海外の取組み事例も調査。

### ②金融機関への知財の普及啓発

- 金融機関に対して、知財セミナー開催の働きかけを積極的に実施。セミナーを通じて、金融機関関係者が知財活用の意義や事例を学び、知財経営の理解を深めるため、職員を金融機関に派遣。

#### 1. セミナーの内容(例)

【知的財産の基礎】～ 中小企業等を巡る知財状況～

1. 知財を取り巻く動き&最近の話題
2. 知的財産、知的財産権とは？
3. 特許等の出願動向
4. 経営と知的財産
5. 中小企業の知財状況
6. 産業財産権の活用と融資事例
7. 金融機関の知財に関する取り組み状況と事例
8. 知財に関する支援策（知って得する情報）

#### 2. 開催実績

これまで全国の信用金庫や日本政策金融公庫等の職員にセミナーを開催。

24年度 190名、25年度 255名  
26年度は、経済産業局とも協力しつつ、銀行協会等の訪問やセミナー活動を強化。





## II-3. 知財金融支援の背景(個人的見解)

知財評価型 (知財担保融資)



事業評価 (キャッシュフロー) 型

- ・担保価値としては評価できるようになったが、知財が事業のキャッシュフローにどのように貢献するかは評価できない。
- ・金融機関からすれば返済不能時の担保価値よりも、返済していただけるかどうか重要。技術・知財と事業の関係について評価できないために、融資リスクが取れない。
- ・技術企業からすれば、「なぜ技術と知財を持っているのに銀行は融資してくれないのだ」という根強い不満



知財ビジネス評価書／知的資産経営報告書

← こういう「技術・知財」を保有しているから、この会社の「キャッシュフローは安定」しているという「ビジネス評価」を行った。

平成 27 年 3 月 31 日  
商 工 中 金

**岸和田製鋼株式会社の設備投資にあたり、知財ビジネス評価書を活用して、  
総額 12 億 5 千万円のシンジケートローンを組成！**

商工中金は、シンジケートローンなどの取組みを通じて、中小企業の金融の円滑化を図り、地域経済の活性化に貢献しています。

商工中金（堺支店）は、岸和田製鋼株式会社（本社：大阪府岸和田市、代表者：鞠子 重孝氏）に対し、総額 12 億 5 千万円のシンジケートローンを組成しました。本件は、商工中金がアレンジャーを務め、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、紀陽銀行等が参加しています。

岸和田製鋼株式会社は、鉄筋コンクリート用棒鋼の電炉メーカーのトップカンパニーです。省電力、かつ、騒音や排出ガス、排出ダストも抑えた環境対応型の連続溶解炉「ECO ARC」を強みに、主に建設業界向けに高品質な製品を安定供給しています。

今回、同社は本シンジケートローンにより調達した資金を利用して、既存圧延設備の更新や運転資金に活用する予定です。新ラインの稼働により、鉄筋用棒鋼のサイズラインナップをさらに充実させ、商品競争力を高める計画です。

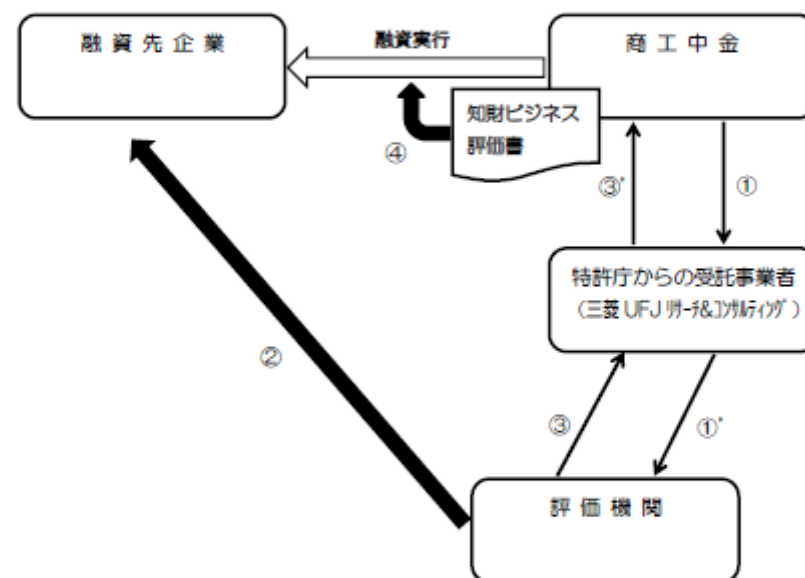
なお、商工中金は、本件の組成にあたり、知的財産を切り口にして同社の事業内容の理解を深めるため、特許庁が推進する「知財ビジネス評価書」(※)を活用しています。「知財ビジネス評価書」の多角的かつ客観的な分析は、同社の独自性や事業の将来性等の見極めに大きな効果がありました。

今後も商工中金は、こうした取組みを通じて、中小企業の金融の円滑化を図り、地域経済の発展に貢献していきます。

**【知財ビジネス評価書】**

特許等の知的財産を切り口に、第三者機関である評価機関が中小企業の事業内容を評価するもの。特許庁は、「知財ビジネス評価書」の普及と金融における活用を促進するため、作成支援事業を実施。

＜知財ビジネス評価書を活用した融資の流れ＞



①商工中金は、融資の審査にあたり、特許庁からの受託事業者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に「知財ビジネス評価書」の作成を依頼し、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社は、特許庁指定の評価機関宛て、調査及び「知財ビジネス評価書」作成を委託します。

②評価機関は、調査対象となる企業に訪問したうえで、事業に関するヒアリングや実地調査等を行います。

③評価機関は、ヒアリングや実地調査等に基づき「知財ビジネス評価書」を作成し、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社を通じて、商工中金に送付します。

④商工中金は、「知財ビジネス評価書」をもとに事業の現状や見通し等を多面的に把握したうえで、融資の審査をいたします。

平成 27 年 2 月 3 日

## 知的財産を活用した地域企業の取組の評価について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：國井英夫）は、特許庁事業である知財ビジネス評価書作成支援<sup>注1</sup>を活用し、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社（本社：鶴岡市、代表取締役社長 菅野 隆二）の知的財産を活用したビジネスについて評価<sup>注2</sup>を行いましたのでお知らせいたします。

人口減少や少子高齢化が進む中、地方創生が国策として掲げられている通り、地方が主体となった地方発の経済活性化が求められています。こうした環境下、地域金融機関は、お取引先企業の事業内容や今後の成長性等をこれまで以上に把握し、資金供給に止まらない、具体的かつ中長期的な視点に立った成長支援に取り組んでいく必要があると考えております。

当社は、代謝成分の網羅解析技術を用いた企業等の研究部門・大学等の研究機関の研究開発支援や、新規のバイオマーカーによる新たな診断技術の開発、創業のための基盤技術の提供を行う大学発のベンチャー企業であり、特許やノウハウといった知的財産を活用したビジネスに取り組んでいます。

本件は、知的財産保護実施状況等の確認はもちろんのこと、より適切な事業性の評価（事業の内容、成長可能性等）にもつながるものであり、当社と当行の双方にとってメリットがあるものと捉えております。当行は、引き続き、外部機関との連携や公的制度の活用等を通して、お取引先企業の課題解決に向けた取り組みを支援して参ります。

なお、本評価制度を活用した評価の実施は、東北の地方銀行では初となります。

### 注 1. 知財ビジネス評価書作成支援制度

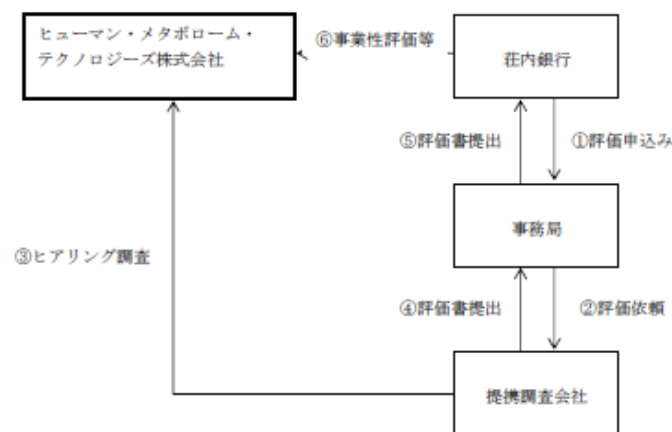
中小企業の持つ特許・商標等について、調査会社が技術内容を含めたビジネス全体を評価する「知財ビジネス評価書」を作成し、金融機関の知財に注目した融資の促進に活用する特許庁の事業。

注 2. うつ病のバイオマーカーに係る特許権を対象に評価を実施

（次ページへ続く）

本件に関するお問い合わせ先 法人営業部 田丸、佐々木 TEL:023-626-9019

## 【ご参考】制度スキーム



以上



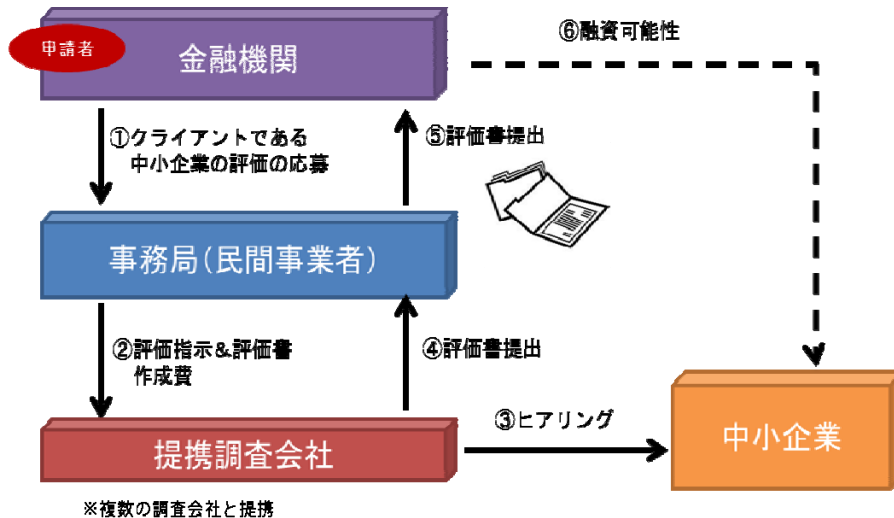
## II-4. 知財金融促進に向けた取組強化

知財を活用した金融に関する好事例の全国展開を通じ、知財のすそ野拡大を目指す。  
(27年度予算案 1.0億円【新規】)

### (1) 知財ビジネス評価書作成支援

金融機関と連携する中小企業に対して、「知財ビジネス評価書」を作成。調査会社の紹介や評価書の作成費等を支援。

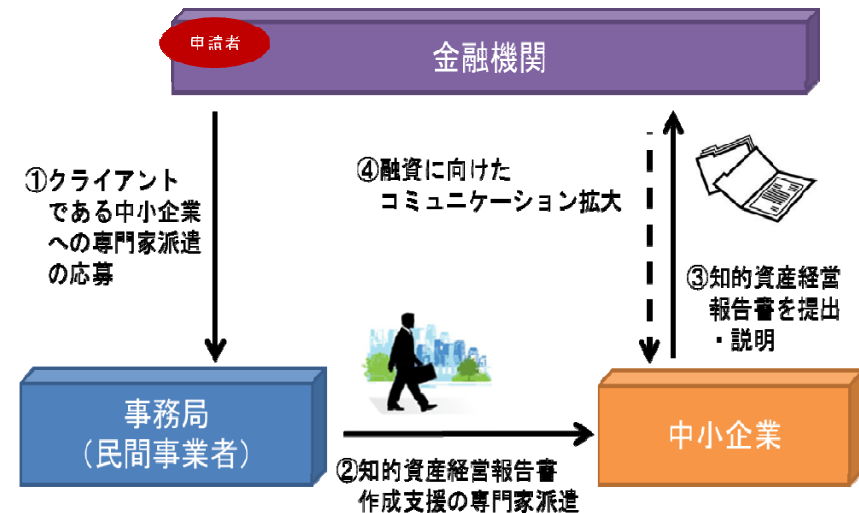
※調査会社の評価書作成のための金融機関・中小企業の費用は無料



### (2) 知的資産経営報告書作成支援

金融機関と連携する中小企業が、「知的資産経営報告書」を作成するのに要する専門家を派遣。

※報告書作成のための専門家派遣費用は無料



### (3) 普及啓発活動の強化

①シンポジウムの開催、②金融機関向けの普及用マニュアルの作成等 普及啓発活動を強化。

## 【参考】トップスタンダード制度活用事案①

- 2012年6月に本制度創設以降、これまで6件の国際標準提案を実現。
- 日本工業標準調査会への申請から国際提案まで通常2ヶ月で処理。

### <トップスタンダード制度第1号事案>

#### 東芝、日立製作所

##### 【背景】

IECにおいて、スマートグリッド関連の標準化活動が活発化する中、ドイツ、中国等により、系統連系等についての標準化戦略調査が進められていたところ。

こうした状況下、我が国が中心となり、いち早く電力貯蔵に関する調査報告書を取りまとめ、これをよりどころに、我が国が幹事国となる新TCを設立提案することとなった。

電力貯蔵用蓄電システムに関する新たな専門委員会（TC）の設立提案



加盟国による投票を経て、**2012年10月**に我が国を幹事国とするIEC・新TC120設立が正式承認された。

### <トップスタンダード制度第2号事案>

#### 大成プラス（中小企業）

#### 東ソー、東レ、三井化学（大企業）

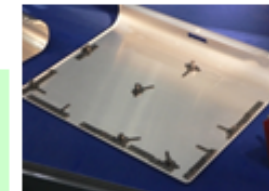
##### 【背景】

中小企業である大成プラス社が開発した金属とプラスチックのナノテク接合技術は、接着剤に比べ非常に高い強度を持つものの、評価方法の標準が存在しないことから、安全性を求められる自動車用途の新市場開拓ができていなかった。

「樹脂—金属 異種材料複合体の特性評価試験方法」の国際標準化提案

大手樹脂メーカーである、東ソー、東レ、三井化学と共に、国際標準化提案することを決定。

日本が幹事国をつとめるISO・TC61（プラスチック）において事前説明を行い、各国から支持を得た。加盟国による投票を経て、**2013年9月**に国際標準化の新規提案が正式承認された。

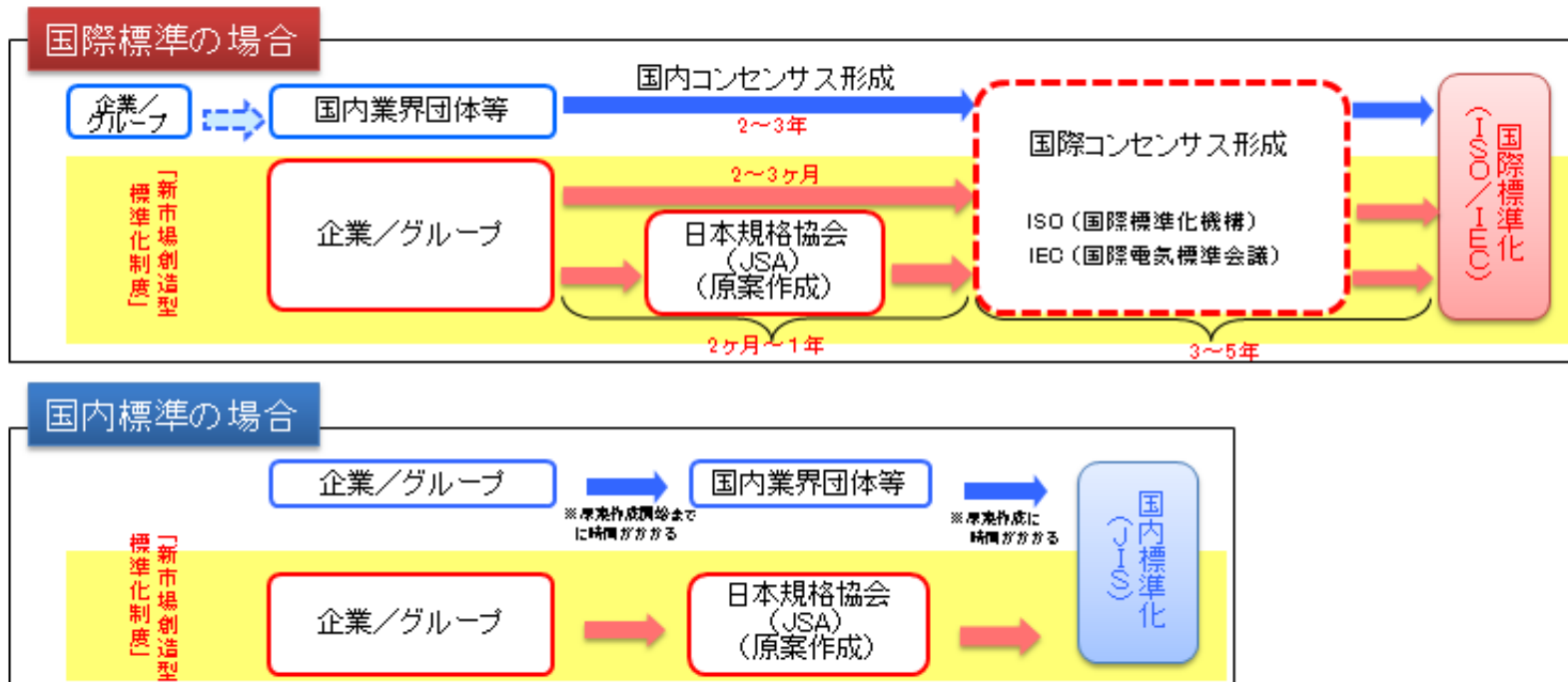


SONY  
More. Believe

ソニー製のプロジェクタの筐体へ実装された。

## 新市場創造型標準化制度(トップスタンダード制度)

- 標準化官民戦略に基づき、昨年7月、業界団体を通じたコンセンサスを求めない「**新市場創造型標準化制度**」を創設。
- 例えば、とがった技術があるものの、
  - ・企業1社で業界内調整が困難な場合、
  - ・中堅・中小企業等で原案作成が困難な場合、
  - ・複数の産業界にまたがる場合に、
 従来の業界団体でのコンセンサス形成を経ずに、迅速なJIS化や国際標準提案を可能に。



# 技術法務で日本の競争力を実現する

弁護士法人内田・鮫島法律事務所

[samejima@uslf.jp](mailto:samejima@uslf.jp) / 03-5511-6211

<http://www.uslf.jp/> (弊所オフィシャルウェブサイト)

<http://www.ip-bengoshi.com/> (知財弁護士ドットコム)

<http://www.it-houmu.com/> (IT法務ドットコム)